

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第 卷四十四第

行發日一月二年二十和昭

## 論叢

新宮涼庭の經濟思想

經濟學博士

本庄榮治郎

相續税の高さ

法學博士

神戸正雄

固定資本の性質

文學博士

高田保馬

## 時論

税制整理案を論ず

經濟學博士

汐見三郎

## 研究

ルーテル經濟觀の基礎

經濟學士

澤崎堅造

投資を越ゆる貯蓄の過剩

經濟學士

飯田藤次

獨逸兼營主義銀行における交互計算業務

經濟學士

田杉競

獨逸財政學と租稅轉嫁論

經濟學士

島恭彦

## 說苑

英吉利の對蘇輸出信用保證について

經濟學博士

小島昌太郎

ナチスに於ける共同體の概念

經濟學士

中川與之助

畫間移動人口論

經濟學士

青盛和雄

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

# 説苑

## 英吉利の對蘇輸出信用 保證について

小島昌太郎

### 一

輸出信用保證の制度が、對外貿易のクレジットとして利用せらるゝことは、その本來の作用から言へば、多少、逸脱の氣味がない譯ではないが、併し、考へやうによつては、その作用の新らたなる一進展でもある。従つて對外貿易の増進を必要とする我國現下の事情に於ては、これが研究を等閑に付することは出来ない。曩に本誌<sup>1)</sup>に於て、私は、英吉利の對支輸出信用保證制について述ぶる處があつたが、それに關聯して、在倫敦の同窓、藤野重夫君から、同君が調査せられた所により、同國の對蘇輸出信用保證制について通知を貰つた。

それによると、曩に、この輸出信用保證といふ制度が、對外クレジットとして利用せらるゝ方法について不明であつた點が明瞭となつたから、こゝに同君に對して感謝の意を述ぶると共に、この機會に於て、同君の通信に従ひ、これを説明しようと思ふ。

### 二

對蘇輸出信用保證契約の當事者は、英吉利議會に於て發表せられた所によると、*The Export Credit Guarantee Department of The Trade Representation of the U.S.S.R. in London* とである。これによつて見ると、輸出信用保證なるものは、元來、英吉利の輸出商の振出した輸出手形に對して割引をなす所の銀行に對してのみ與へられるものであつたが、對蘇輸出の促進を機會として、輸入當事者に對して、この保證を與へることになつたものである。

昨年成立した所のこの對蘇輸出信用保證の協定に於ては、その全金額は英貨壹千萬磅であつて、期間は五ヶ年、利率は五分半といふことであり、英吉利商品の

1) 本誌、第四十三卷、第五號《對支クレジットとしての英吉利輸出信用保證制》

購買代金に對するものに限られてゐる。詳しく言へば、英本國に於て全部または一部生産せられ、または製造せられたる貨物(石炭を含む)に限られるのである。

但し、この協定に於ては、軍需品(Munition of War)は除外せられて居るといふことである。併し商品の購入に際して、その註文先、製造業者等の選定は、蘇聯代表部の任意であり、價格の決定についても、英吉利政府は何等干渉する所はない。

### 三

蘇聯通商代表部が、この保證を受けんとする場合に、商品の購入と同時に、それを證明するに足る所の賣買契約書、其他の書類を添付して約束手形を振出して、これを輸出信用保證局に提出するのである。この手形は、一通につき英貨五千磅またはその倍數たる金額のものたるに限られてゐる。これは、市場の流通性を考慮して、恰も國債の如き金融上の地位を與へんがためである。そして、それがために、期限は五ヶ年、年利五分半、利息は半ヶ年拂の利付手形といふことに

條件が一定せられて居る。

### 四

輸出信用保證局に於ては、蘇聯通商代表部より、右の約束手形や所定書類を受理したるときは、賣買契約の眞實性を調査し、その他必要事項を取調べたる上、満足すべきものなるを認めたる場合には、その受理の後、一週間以内に、これに保證の裏書をなし、直ちに倫敦の割引市場に持ち出して割引を受け、その手取金をロイド銀行に於ける蘇聯通商代表部の特別預金に拂込むのである。

この特別預金は、この輸出信用保證協定に定むる所により、購入商品の代金支拂にのみ充用せらるべきもので、他の目的には使用し得ざる定めである。そしてこの商品の賣手たる英吉利の輸出商は、一定の條件の下に、引渡商品に對して、現金支拂を受けるのである。

### 五

かくの如き次第であるから、この輸出信用保證は、全く、對外貿易のクレジットたるの作用をなすものと

なる。そして、この手形は、その期限、金額、並びに英吉利政府の保證といふ諸點からして、第一流手形として、割引市場に於ては頗る歓迎せらるゝものたるは明かである。従つて、割引の條件に於ても最も有利の取扱を受け得るもので、現在の倫敦の金利水準からすれば、年利二歩五厘位にて割引を受くことが出来る。

假に然ることを得るものとすれば、壹百磅についてその手取りは、五分五厘利付手形たる關係から、壹百拾六磅乃至拾七磅程になり、協定の全金額壹千萬磅について、年三分強の利廻となり、壹百六十萬磅見當の餘剰を生ずることゝなる。この餘剰は、輸出信用保證局の利得として英吉利政府の收入となり、保證料その他保證局の諸費用の支辨に充てられる。

## 六

輸出信用保證制なるものは、曩にも述べたるが如く自國輸出貿易業者の振出す輸出手形につき、その割引銀行に對して、支拂の保證をなすを本旨とする。そし

英吉利の對蘇輸出信用保證について

て、その目的とする所は、輸入業者の不拂に對して、割引銀行を保護することにより、輸出金融を圓滑ならしめて、貿易の進展を促すにある。

これを、對外貿易のクレジットとして利用することは、全くその作用の新らたなる一進展であつて、將來の國際貿易の發展を期待する國にとつては、十分に研究を要する所である。

我國に於ても、曩に、獨逸が輸出信用保險の制度を設け、英吉利もこゝに述ぶる所の輸出信用保證の制度を創制し、その他の諸國に於ても、この制度を實行することゝなつたるにより、輸出信用保證制を建て、従前、信用狀關係のなかつた所の謂はゆる新市場地方に對して貿易の進出をなすに大に貢獻する所あつたのであるが、對外貿易のクレジットとして相手國に對する信用賦與には利用せらるゝ所がなかつた。併し、今日、對外貿易の増進を急務とするのときに當り、これをクレジットとして利用することは、大に注目すべき問題であらうと思ふ。

— 一一二・二・一九 —